

昭和57年9月10日号

ちばやあかさか

第122号 発行 千早赤阪村役場 電話(07217) 2-0081 編集 企画広報課

人の動き

世帯数および人口

(昭和57年8月末日現在)

世帯数	1,913戸
人口	7,767人
男	3,770人
女	3,997人

電話メモ

議会事務局 ②1238

教育委員会事務局
②1819

自然休養村管理
センター ②1447～8

小吹台連絡所 ②7600

診療所 ②0038

金剛山ロープウェイ
④0128

多聞小学校 ④0102

多聞幼稚園 ④0137

千早小学校 ②0050

千早幼稚園 ②0020

小吹台小学校 ②7100

小吹台幼稚園 ②7219

赤阪小学校 ②0205

赤阪幼稚園 ②0356

千早赤阪中学校 ②0004

千早駐在所 ④0112

東阪駐在所 ②0562

赤阪駐在所 ②0563

富田林消防署(緊急時)
07212 ④-8199



秋をつげるクリの

イガ頭青々と

カラ梅雨、冷夏、台風、豪雨と

異常気象の夏も終り、いよいよ秋、

秋をつげる使者クリが青々とした

イガ頭をのどかしたクリの実

は、例年よりも早く、もう直径五

センチほどに。

今月号の主な内容

- | | |
|--------------------|-----|
| ◆ 議会の動き | 2 頁 |
| ◆ 台風被害十五億円 | 2 頁 |
| ◆ 国民年金に加入しまし
よう | 3 頁 |
| ◆ 家屋調査にご協力を | 3 頁 |
| ◆ 狂犬病の予防注射 | 4 頁 |
| ◆ 身元調査お断り | 4 頁 |
| ◆ 赤ちゃん会 | 5 頁 |
| ◆ 秋の交通安全運動 | 6 頁 |
| ◆ 食糧管理法の改正 | 7 頁 |
| ◆ 俳句教室作品の紹介 | 7 頁 |
| ◆ 行事予定表 | 8 頁 |

議会の動き

◎会期 七月二十一日(一日)
◎第二回臨時会

◎議決案件 二件

議決案件は次のとおりです。

▽第三十二号議案 「千早赤阪村立小吹台小学校プール新築工事請負契約の件」(可決)

(契約金額五、六三〇万円、契約の相手方千早赤阪村大字東阪一七九番地、千福建設株式会社、工期契約の締結の翌日から昭和五十七年十二月二十日まで)

▽第三十三号議案 「昭和五十七年度千早赤阪村一般会計歳入歳出補正予算(第三回)の件」(可決)

(五十七年度一般会計予算の第三回目の補正です。二二三万八千円を追加し、総額は一五六、〇一四万九千円となります。これは五十六年度で執行できなかった資源ゴミのステーション関係の予算で、五十七年度に新しく用地を借用することになりました。その予算を今回計上しました。)

◎会期 八月五日(一日)
◎第三回臨時会

◎議決案件 一件

議決案件は次のとおりです。

▽第三十四号議案 「千早赤阪村災害見舞金等支給条例の改正の件」(可決)

(これは台風10号と集中豪雨に基づく災害に対して、今回新たに村の災害見舞金等支給条例を

改正するものです。「全半焼、全半壊」を「全半焼、全半壊、一部損壊、一部損壊」に改め、災害見舞金の基準「家屋の床上浸水のとき」を「家屋の床上浸水のとき又は家屋の一部損壊、損壊のとき」に改め、金額「一万円」を「二万円」に改めるものです。適用は昭和五十七年八月一日からです。)

台風10号と 追い打ち豪雨のツメ跡

被害総額 十五億円

八月一日の台風10号と追い打ち豪雨は、各地に大きな被害をもたらした。当村でも、家屋・村道・農地等に大きな被害を受けた。八月十三日現在で村がとりまとめた被害総額は十五億円にのぼっています。

被害状況は、次のとおりです。

▽家屋 全壊三戸、半壊二戸、一部破損三十五戸、床下浸水四十五戸、農地 十四ヘクタール、道路 百五十八所、橋梁流出 一か所、河川 三十一か所、水道施設 七十二か所、崖崩 百八十三か所、ため池 三か所

被害にあわれた村民の方々には、謹んでお見舞い申し上げます。

住民の皆様には、村道等の崩壊によりご不便をおかけしておりますが、全力をあげて復旧に努めておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、村では、被害を受けられた方々に次のような緊急援護資金の貸付制度及び、村税の減免申請

改正するものです。「全半焼、全半壊」を「全半焼、全半壊、一部損壊、一部損壊」に改め、災害見舞金の基準「家屋の床上浸水のとき」を「家屋の床上浸水のとき又は家屋の一部損壊、損壊のとき」に改め、金額「一万円」を「二万円」に改めるものです。適用は昭和五十七年八月一日からです。)

等がございまして、ご希望の方は、役場各担当課までお申し出ください。

※災害による緊急援護資金の貸付

一、村災害援護資金の貸付

イ 金額 一八〇万円以内

ロ 据置期間 三年(この間無

ハ 償還期間 十年

ニ 利率 年三%

ホ 償還方法 年賦又は半年賦

ヘ 受付期間 昭和五十七年十

ト その他 保証人一名必要

二、住宅金融公庫からの貸付

イ (家屋・土地の補修の場合)

ロ 家屋の補修に要する費用

ハ 十万円以上の場合、三

ニ 六〇万円以内の貸付

ホ 宅地の整地を必要とする

ヘ 場合二〇〇万円以内

ト 両方必要とする場合(イ+ロ)の合計額

ハ 据置期間 一年以内

ハ 償還期間 十年以内
ニ 利率 年五・〇五%
ホ 償還方法 元利均等毎月払
ヘ 受付期間 昭和五十八年一
ト 月三十一日まで

三、村社会福祉協議会からの貸付

イ 金額 八十万円以内

ロ 据置期間 一年以内

ハ 償還期間 七年以内

ニ 利率 年三%

ホ 償還方法 元利均等毎月払

ヘ 受付期間 昭和五十七年十

ト その他 保証人二名必要

四、千早赤阪農業協同組合からの貸付

イ 金額 二〇〇万円以内

ロ 据置期間 一年以内

ハ 償還期間 十年以内

ニ 利率 年三・五%(三%は村から補給)

ホ 償還方法 年賦又は半年賦

ヘ 受付期間 昭和五十七年十

ト その他 (イ)保証人一名必要

(ロ)利率の〇・三五%

ハ 貸付時に納付願います。よ

ニ っ年賦償還する場合は、八、

ホ 〇〇%(内三%は村が補給)の

ヘ 利率と元金です

ト 何れも被害の程度、被害の個所

所得金額、或は償還能力等により

基準が異なりますので詳しい事は

役場住民課へお問い合わせください

●中小企業の方々に対する豪雨災

害復旧資金緊急融資

大阪府では、豪雨による災害に伴い緊急資金が必要な中小企業の方々に対して特別融資を次の要領で実施しております。

○融資限度額

一事業所につき原則として無担保四〇〇万円

○資金使途

災害復旧のための運転資金又は設備資金

○貸付利率

年六・八%

○融資期間

五年以内

○返済方法

六ヶ月目から毎月分割返済

○信用保証料率

年〇・六五%以下

○信用保証料補給

前記信用保証料のうちを本府負担とする。

○受付期間

昭和五十七年九月十八日まで

○受付場所

※大阪市内に事業所を有する者

○府商工部金融課

(〇六三五一〇四六三内線二六四五)

○府立商工相談所

○府保証協会

※大阪市内に事業所を有する者

○各市町村金融担当課

(当村の場合役場観光課)

○融資対象

各市(区)町村長の発行する被(罹)災に関する証明を受けた中小企業者

◎災害による村税の減免申請

災害により住宅や家財等に大きな被害を受けられた方は、申し出により損害の程度に応じ村府民税・固定資産税の減免を受けられる場合があります。

詳しいことや手続き等については、役場税務課へお問い合わせください。

20歳になったら 国民年金に加入しましょう

最近わが国は、医学の進歩と医療保障の充実などにより、人口構成が急速な高齢化により、世界でも屈指の長寿国となりつつあります。

若い人たちにとっては、老後は遠い将来のことと軽く考えがちですが、私たちの平均寿命は年々伸びており、老人の占める割合も増える一方です。老後の生活設計は若いうちからはじめておかなければなりません。

国民年金制度は農業・商業・サービス業など自営業の人とその家族などを対象に国と国民が協力して老後の生活を守ろうとして創設されたのが年金制度です。

加入しますと、としをとった病気やケガのため障害者になったときなどに年金が支給されることになっていきます。加入すると保険料は月額 五、二二〇円です。

より多くの年金を希望される方は月額四〇〇円を多く納付する附加年金制度もあります。サラリーマンの奥さんも任意加入できます。二十歳になったその日から、厚生年金などの公的年金に加入していない人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。老後の暮らしを豊かなものにし、たいいものです。

詳しいことは役場国民年金係へ

新(増・改)築家屋の測量

調査にご協力を！

昭和五十八年度固定資産税の基礎資料とするため、今年中に新築や増改築されている建物に対し課税評価額算定の基礎として、調査員が実施測量調査および評価調査に訪問させていただきます。

評価、調査に当りご迷惑をおかけしますが、何卒よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

なお、家屋を新(増・改)築、及び取り壊しをされた方は、役場税務課固定資産税係までお申出

御 寄 附

このたびの災害に際し、村消防団活動に対する謝礼として御寄附くださいました。

一金一〇〇,〇〇〇円也

千早赤阪村大字東阪

御西口アンブル製作所殿

スライドされた国民年金の額

(57年8月分より)

給付の種類			現 行		改 正	
			年 額	月 額	年 額	月 額
老 齢 年 金	5 年 年 金	292,400 円	24,367 円	304,300 円	25,358 円	
	10 年 年 金	343,500	28,625	357,500	29,792	
	25年	年 金	543,300	45,275	565,500	47,125
		付加年金	603,300	50,275	625,500	52,125
	40年	年 金	869,300	72,441	904,800	75,400
		付加年金	965,300	80,441	1,000,800	83,400
障 害 年 金		1 級	675,900	56,325	703,500	58,625
		2 級	540,700	45,058	562,800	46,900
母子（準母子） 年 金		540,700	45,058	562,800	46,900	
// 加算額		180,000	15,000	180,000	15,000	
// 加算額(2人目)		60,000	5,000	60,000	5,000	
// 加算額(3人目)		24,000	2,000	24,000	2,000	
遺 児 年 金		540,700	45,058	562,800	46,900	
		// 加算額(2人目)	60,000	5,000	60,000	5,000
		// 加算額(3人目)	24,000	2,000	24,000	2,000

国民年金額が 引き上げられました

スライド率 4・0%

国民年金制度は、毎年物価スライド等による給付水準の引き上げが行われていますが、本年度においても全国消費者物価指数が前年度に比べ四・〇%上昇したことに伴い、拠出制国民年金の給付額が、同じ割合で引き上げられ、また福祉年金についても引き上げられました。

新しい年金額は次の表のとおりです。

福祉年金の改正 (57年9月より)

給付の種類		現 行		改 正	
		年 額	月 額	年 額	月 額
老齢福祉年金		288,000 円	24,000 円	301,200 円	25,100 円
		(注1) 276,000	(注1) 23,000	(注2) 279,600	(注2) 23,300
障害福祉年金	1 級	432,000	36,000	452,400	37,700
	2 級	288,000	24,000	301,200	25,100
母子福祉年金		374,400	31,200	392,400	32,700
// 加算額(2人目)		60,000	5,000	60,000	5,000
// (3人目)		24,000	2,000	24,000	2,000

(注1) 扶養義務者等の収入が600万円(6人世帯)以上である場合は12,000円(月額1,000円)を支給停止し276,000円(月額23,000円)を支給する。

(注2) 扶養義務者等の収入が600万円(6人世帯)以上876万円未満である場合は21,600円(月額1,800円)を支給停止し279,600円(月額23,300円)を支給する。

改正年金額の計算方法

「例」25年年金の場合

$1,680 \text{ 円} \times (25 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}) \times 1.122 = 565,488 \Rightarrow 565,500 \text{ 円}$

40年年金の場合

$1,680 \text{ 円} \times (40 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}) \times 1.122 = 904,780 \Rightarrow 904,800 \text{ 円}$

社会保険一日相談所の開設

開設

大阪府では厚生年金保険法施行四十周年を記念して厚生年金保険・国民年金・健康保険など社会保険に関する「なんでも相談」を開設します。お気軽にご利用ください。

▼とき 10月15日(金) 午前10時30分～午後4時

▼ところ 近鉄百貨店阿倍野橋店

そごう百貨店大阪店

大丸百貨店大阪店

高島屋百貨店大阪店

阪神百貨店

阪急百貨店

松坂屋百貨店大阪店

昭和57年度 飼犬登録並びに 第二回(秋期)狂犬病予防注射実施

昭和五十七年度飼犬登録並びに第二回(秋期)狂犬病の予防注射を次のとおり実施致します。その場、おのり、犬の首輪に登録鑑札と注射済票をつけて、つないで飼ってください。

登録手数料 二、一〇〇円
注射手数料 一、三〇〇円
注射済票交付手数料 三、七六〇円
合計 七、一六〇円

ただし、第一回(春期)に登録された方は、注射手数料及び注射済票交付手数料のみ徴収致します。

昭和57年度 第2回狂犬病予防注射日程表

月	日	時 間	場 所
10月4日(月)	雨天の場合 10月19日	午前9時30分～9時50分	桐山(金泉寺下)
		10時～10時20分	赤阪農協前
		10時30分～10時50分	川野辺集会所前
		11時～11時20分	建水分神社下
		11時30分～11時50分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
10月5日(火)	雨天の場合 10月18日	午後1時～1時20分	森屋消防倉庫前
		1時30分～2時20分	西楽寺前
		2時30分～3時	役場庁舎前
		午前9時30分～9時50分	小吹集会所前
		10時～10時20分	中津原集会所前
		10時30分～10時50分	多聞橋前
		11時～11時20分	吉年集会所前
		11時30分～11時50分	千早農協前
		午後1時10分～1時30分	上東阪(伏井林吉氏宅上)
		1時50分～2時10分	千早公民館前(奥千早)
		2時30分～4時	千早農協小吹台出張所前

十月一日から赤い羽根
共同募金運動始まる

十月は赤い羽根共同募金運動の月間です。

私達の住んでいる社会には、身寄りのない子供や、お年寄り、体の不自由な人、働ける人のいない家庭など恵まれない人々がたくさんおられます。その人達が少しでも幸せになりますようみんなであたたいの愛の手で、助け合ひましょう。みなさんのご協力を願います。

千早赤阪村共同募金会



「身元不明死者の 身元を捜す相談所」開設

昭和三十六年から、毎年春秋の彼岸に四天王寺境内において「身元不明者の身元を捜す相談所」を開設して、警察で取扱った身元不明者の発見につとめてまいりました。

今回も秋の彼岸に相談所を左記のとおり、開催しますので、家出人、行くえ不明者の関係者は利用してください。

1 設置期間

九月二十日(月)～二十六日(日)まで
毎日午前九時～午後四時まで

2 設置場所および名称

大阪市天王寺区四天王寺一丁目
一番十八号
四天王寺境内亀の池前

「身元を捜す相談所」

※彼岸の期間以外は、府警本部鑑識課で毎日午前九時から午後五時まで、日曜・祭日は除く、土曜日は午前中、いつでも相談に応じています。

身元調査お断り 運動へのおねがい

人は誰でも、その私生活、または私事について他人に知られたり干渉されたくない面をもっています。このような私生活を保護したり、あるいは私生活、私事についての情報のコントロールを保障することを内容とするのがプライバシー権であります。

しかし、プライバシー権の社会的意義は私生活を保護したり、自己の情報をコントロールできることを保障するというよりも、個人

人権週間記念行事Ⅱ 部落差別をなくすための ポスター募集

部落差別をなくすことは、私たち一人ひとりの責任です。

いまなお、あつと絶たない就職結婚などさまざまな差別に対して、広く府民の皆さんから、その解消と防止に役立つポスターを募集します。

■応募要領

(1)資格 年齢・性別は問いません
(2)募集作品 用紙は画用紙、サイズは四つ切程度で、未発表のものに限りません。

(3)締切り 昭和五十七年十月末日(当日消印有効)

(4)応募方法 応募作品の裏面に、応募者の「氏名・年齢・住所・電話番号」を記入してください

(5)送り先 郵便番号540
大阪市東区谷町二丁目三一
大阪府人権擁護委員連合会

賞 優秀賞五名、佳作十名(入賞作品には賞状と副賞を贈呈)

発表 人権週間中(昭和五十七年十二月四日～十日)に主催各

新聞に発表するほか、大阪府及び村の広報紙等に掲載します。

■作品の取り扱い
入賞作品は、広く人権思想の普及高揚を図るための啓発に活用させていただきます。なお入賞作品の著作権は主催者に帰属し、応募作品は返還しません。

■主催

大阪府人権擁護委員連合会
朝日新聞大阪本社
産業経済新聞大阪本社
日本経済新聞大阪本社
毎日新聞大阪本社
読売新聞大阪本社

■後援

大阪府市長会
大阪府町村長会
日本放送協会大阪放送局
なお、募集に関するお問い合わせは、大阪府人権擁護部第三課で取り扱います。(電話〇六九四二一四八～内線二七四)

この現実をふまえ、村人権教育推進協議会では、昨年より二回にわたって、身元調査について研修をしました。

①人権思想と身元調査について
②身元調査お断り運動の意味と課題

この二回の研修から、その人の人格をとわず、出身地、財産、学歴、宗教、性別等によって人を律し、人を評価する身元調査のゆがみに対して、みんなの監視が必要であり差別しない、させない世の中、すなわち、たがいに人権を認め合える暮らしの実現にむかっています。

くことが大切だと痛感いたしました。そこで人権教育推進協議会として、この問題を積極的に推進するため役場庁舎に差別につながる

身元調査お断り

大切にしたいブライバシー
という幕を上げました。村民一人ひとりの問題として、明るい地域社会建設のため、この運動に積極的参加をお願いしたいと思います。

千早赤阪村人権教育推進協議会

三種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳）

予防接種実施

※対象者

【第一期】生後24カ月～48カ月未満の者で3～8週間隔をおいて3回接種

【第二期】第一期完了後12カ月～18カ月の間に1回接種（できるだけ48カ月までに第1期及び第2期を受けてください）。但し、第1期を二種混合（ジフテリア・破傷風）で完了された人については第2期（第1期完了後12カ月以上経過し生後72カ月までの人）も、二種混合で実施いたします。

※注意事項

(1)当日体温を測定してきてください。

(2)会場での問診票は責任をもって記入してください。

(3)母子手帳・印かん・筆記用具をご持参ください。

※受けられない人

(1)37度以上熱のある人。

(2)慢性的皮膚病・湿疹のある人。

(3)現在病気で医師にかかっている人や一年以内にけいれんや、ひ

＝定例赤ちゃん会開催＝

赤ちゃんについての育児健康相談等を下記の日程どおり実施致しますので、最寄りの場所へおいでください。なお3才児になられた方は、3歳児健康診査を富田林保健所で毎月第1・3金曜日の午後0時30分より1時まで受付を行っておりますので受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください。

日 程 表

月 日	時 間	場 所
10月14日 (木)	午後1時10分～1時40分	川野辺（川辺理木知氏宅前）
	1時50分～2時20分	水分（神社下共同貯蔵庫前）
	2時30分～2時50分	二河原辺（山本庄三氏宅前）
	3時～3時20分	桐山（金泉寺下）
	午後1時10分～1時40分	森屋消防倉庫前
10月15日 (金)	1時45分～2時15分	森屋消防組合前
	2時20分～2時50分	役場庁舎前
	3時～3時30分	吉年（郵便局下）
	午後1時10分～1時40分	小吹集会所前
10月21日 (木)	1時45分～2時10分	中津原集会所前
	2時15分～2時35分	下東阪集会所前
	2時40分～3時	上東阪（伏井林吉氏宅上）
	3時10分～3時30分	千早（千早老人憩いの家前）
22日(金)	午後1時30分～3時30分	小吹台連絡所

◎時間については相談者の多少により前後する場合がありますのでご了承ください。

小児マヒ

生ワク投与実施

役場衛生係では左記のとおり生ワク投与を実施致しますので対象者の方は必ず投与をお受けください。

- ※対象者 生後3カ月の乳幼児でまだ二回服用して
- ※注意事項
- ①当日体温を測定してきて下さい
 - ②会場での問診票は責任をもって記入してください。
 - ③服用前後30分位は飲食物をとらないでください。
 - ④母子手帳、筆記用具、印かんを持参してください。
 - ⑤はしか・BCGの予防接種を受けて一カ月、またはその他の予防接種を受けた後二週間を過ぎない人。
 - ⑥その他医師が受けることを不適当と認めた人。



(4)きつけをおこした人。
一カ月以内にはしか・BCGの予防接種を受けた人や、その他の予防接種を二週間以内に受けた人。

日 程 表

日 時	時 間	場 所
10月4日 (月)	午後1時10分～1時30分	川野辺（川辺理木知氏宅前）
	1時40分～2時	水分（神社下共同貯蔵庫前）
	2時10分～2時30分	二河原辺（山本庄三氏宅前）
	2時40分～3時	桐山（金泉寺下）
	3時10分～3時30分	森屋消防倉庫前
10月6日 (水)	3時40分～4時	森屋消防組合前
	午後1時10分～1時30分	役場庁舎前
	1時50分～2時15分	吉年（郵便局下）
	2時20分～2時40分	下東阪集会所前
10月7日 (木)	2時45分～3時	上東阪（伏井林吉氏宅上）
	3時10分～3時30分	千早（千早老人憩いの家前）
	午後1時15分～1時40分	小吹集会所前
	1時45分～2時10分	中津原集会所前
	2時40分～4時	小吹台連絡所

9月21日(火)〜9月30日(木)まで

秋の運転者講習会

富田林警察署
千早赤阪村

大阪を交通事故のない安全で快適なまちにするためには、府民一

昭和五七年一〇月一日から外国人登録は次のように変わります。

一 三年ごとの確認申請（登録
証明書の切替申請）について

に「戸籍法」の「第17条」の申請をする必要はなくなりませんが、一六歳に達するとその日から三〇日以内に同申請を行うことになります。なお、出生した時に新規登録をするのは、これまでどおりです。

参加し、行動する安全運動を、秋の全国交通安全運動に先がけて、「交通事故激増抑止婦人大会」が開催されます。

日時 九月二十日(月)
場所 PL第二練成道場

当日、ミニバイク実技講習会も開かれますので、「安全講習受講カード」を持参してください。

(2) たたし、一六歳未満の方であっても、すでに甲様式（大任用、手帳型）の登録証明書の交付を受けている場合は、次の(3)と同様の扱いとなります。

(3) 一六歳以上の方は、確認（切替）

(4) 昭和五十七年九月三〇日において
 人登録証明書の一頁に記載されて
 いる年月日からさらに二年を
 経過する日前三〇日以内に確
 認(切替)の申請を行うことにな
 ります。

調査にご協力を

10月1日現在で、就業構造基本調査が実施されます。

この調査は国民の皆さんの就業・不就業などの実態を詳しく把握して、国や地方の雇用に関する政策を作って、実行していく上で必要な基礎資料を得るために、行うものです。

調査のために、千早赤阪村では約15世帯が一定の方法により選ばれます。選ばれた世帯には、9月下旬に、統計調査員が伺いますのでご協力をお願いします。

なお、この調査は、法律に基づ

感動あり ドラマあり
笑顔あり

大阪府警察官

(男子・婦人) 募集

✠募集人員

男子約三〇〇人
婦人約七〇人

✠ 受付期間

九月一日(木) 九月二十一日(水)

男子A区分 十月十日(日)

B 区分 十月十一日(月)

✠試験会場

- 大阪府警察学校（交野校）
- 近畿管区警察学校

※試験会場は受験票交付時に

指定します。

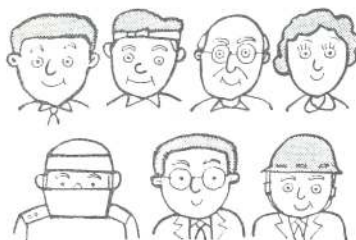
✂ 受験資格等

年齡 男子十八歲以上二十八歲

未滿
(婦人十八歲以上二十五

歲未滿
(共に五十八年四月一日)

いて行われるもので、個人や世帯の秘密は完全に守られますので、ありのままをお答えくださるようお願いします。



10月1日

就業構造基本調査

現在)
試験区分

A区分 学校教育法に定める大学（短期大学を除く）、又これと同等と認める学校を卒業した者及び明春これを卒業する見込みの者

B区分 A区分以外の者（明春短期大学・高等学校等の卒業見込みの者を含む）

婦人 学歴は問わないが、高等学校卒業程度の学力を有する者

◎日本國籍を有し、かつ地方公務員法第十六条の各号に該当しない者

問合せ先

- ・近頃の警察署 派出(駐在)所
- ・大阪府警察本部警務課採用係

540 大阪市東区大手前之町

九番地
壹(〇六)九四三一—二三四

内線三〇一・二七七
(〇六)九四二―三一四〇

食糧管理法の改正

昭和57年1月15日より施行

改正理由

食糧管理法は、昭和十七年に制定され戦中、戦後の食糧の絶対不足を前提としており、配給制度という公平配分を目的としたものでした。

そのため需給の変動や、消費者ニーズへの即応に困難が生じたり購入券規制や個人間の非営利的譲渡行為の原則的禁止など実態と制度との間に、かい離が生ずることとなりました。そこで需給事情の変動、消費者の需要の多様化などに的確に対応しつつ、国民の必要とする米を安定供給できるような制度を確立するため今回の法改正が行なわれました。

法改正の内容のあらまし

今回の改正は国民の必要とする米を政府が責任をもって管理するという制度の基本を維持しながら需給事情の変動、消費者ニーズの多様化などに的確に対応し、国民に安定供給する制度を確立するためのものです。

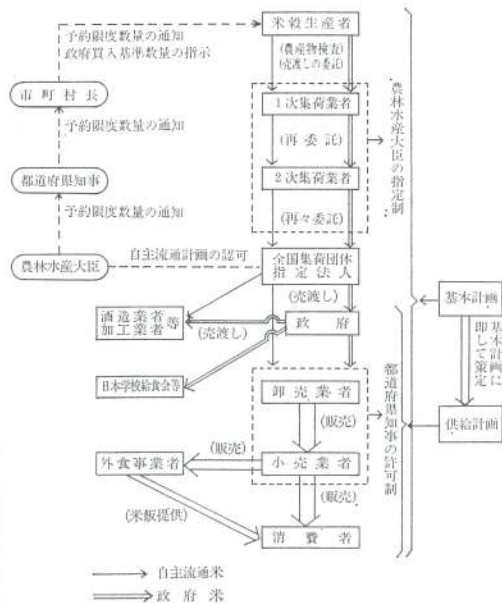
その骨組みとなる主な改正点は次のとおりです。

一、厳格な配給制度の廃止

配給計画、配給計画や米穀通帳の発給といった配給統制のしくみは通常時廃止することとなりました。但し、需給がひっ迫時には配給制度を発動しうる事としました。二、基本計画及び供給計画の策定

政府は米穀管理の基本的準則と

●米穀流通制度の仕組み



ました。
以上が今回の主要な改正事項です。
詳しくは、産業建設課までお問い合わせください。

こども会水泳教室
無事おわる

去る八月九日～十一日まで、村営プールに於きまして、こども会水泳教室(主催・千早赤阪村こども会育成連絡協議会・千早赤阪村教育委員会)が行なわれました。開催中、講師として浅岡渡先生をお招きし、懇切丁寧に指導をして頂き、こども達はめきめき上達、最終日には一人一人に認定書が交付され充実した日を過ごしました。



教室の窓

俳画教室 作品の紹介

俳画教室の開講以来一年間が経過しました。

武田貞子先生のご指導のもと、学級生二十二名のみなさんの腕がめきめきあがってきたようです。

教室では、約二時間いつも笑いのうずの中で楽しい



時間をおくっておられます。そこで、今回俳画C教室生の作品をご紹介します。

第1回 親と子の陶芸教室おわる

夏休みも終わりに近い八月二十二日、役場別館にて村で初めての親子による陶芸教室が開かれました。

本場信楽の粘土にて、ブック・土鈴など計四つの作品が出来上がりました。

子供達の熱心な姿と共に、親さんの童心に返った楽しい姿、又わが子の創造力の現われに驚き喜ぶ一面など合わせ、親子の断絶



男女ソフトボール

チーム募集

現在、各地区でソフトボールの練習をされている方が多くなっています。そこで、わたしたちの村でもソフトボールクラブを発足し、大会を開催したいと思います。参加されるチームは、左記により申し込んでください。

所定の登録用紙に記入の上、教育委員会体育係に九月三十日まで申し込んでください。尚、登録メンバーは一チーム十二名以上とします。

※参加資格 十五歳以上の村内在住・在勤者(問い合わせ番二一八一九)

行事予定表

9 月 		29 水	三種混合（役場、吉年、上・下東阪、千早） 固定資産税出張徴収 森屋公民館・水分公民館・川野辺集会所 9:30～12:00 二河原辺集会所・桐山金泉寺 13:30～16:00
10 金	一般ゴミ収集日 精神衛生相談（富田林保健所） 13:00～16:00	30 木	三種混合（小吹、中津原、小吹台） 一般ゴミ収集日 固定資産税出張徴収 中津原集会所・小吹台連絡所 9:30～12:00 農協奥千早出張所 9:30～13:00 上・下東阪集会所 13:30～16:00
11 土		10 月 	
12 日		1 金	一般ゴミ収集日 法の日（法の週間7日まで）
13 月	10ヶ月児検診（富田林保健所） 12:30～13:00	2 土	
14 火	一般ゴミ収集日 子宮ガン検診（富田林保健所） 12:30～13:00 妊婦教室（富田林保健所） 13:00～16:00 自動車文庫（役場）11:10～11:50 （中学校）11:50～13:30 消費生活リーダー養成専門講座（住コース） 南河内府民センター 13:30～16:00	3 日	
15 水	敬老の日	4 月	生ワク投与（川野辺、水分、二河原辺、桐山、森屋） 狂犬病予防注射
16 木	運転者講習会 千赤中体育館 受付18:30 開始19:00 小吹台小体育館 受付19:00 開始19:30	5 火	子宮ガン検診（富田林保健所） 12:30～13:00 一般ゴミ収集日 狂犬病予防注射 消費生活リーダー養成専門講座（住コース） 南河内府民センター 13:30～16:00
17 金	一般ゴミ収集日	6 水	生ワク投与（役場、吉年、上・下東阪、千早） 自動車文庫（小吹台） 12:50～14:10
18 土		7 木	生ワク投与（小吹、中津原、小吹台）
19 日		8 金	一般ゴミ収集日
20 月	動物愛護週間（～26日）	9 土	
21 火	子宮ガン検診（富田林保健所） 12:30～13:00 自動車文庫（千早） 11:20～12:00 消費生活リーダー養成専門講座（住コース） 南河内府民センター 13:30～16:00 一般ゴミ収集日	10 日	体育の日
22 水		11 月	振替休日
23 木	資源ゴミ収集日 秋分の日	12 火	一般ゴミ収集日 子宮ガン検診（富田林保健所） 12:30～13:00
24 金	一般ゴミ収集日 結核予防週間（30日まで）	13 水	
25 土		14 木	粗大ゴミ収集日 赤ちゃん会（川野辺、水分、二河原辺、桐山）
26 日			
27 月	三種混合（川野辺、水分、二河原辺、桐山、森屋） 一般ゴミ収集日 消費生活リーダー養成専門講座（住コース） 南河内府民センター 13:30～16:00 子宮ガン検診（富田林保健所） 12:30～13:00		
28 火			